

地方競馬全国協会 会報

第 275 号 平成 18 年 3 月

目 次

競馬関係

登録関係

馬主及び馬の登録数調べ

その他

平成 17 年のきゅう舎関係者、競走馬等の年間表彰

規程関係

基本法令

地方競馬全国協会業務方法書の一部変更

できごと

平成 18 年 2 月

馬主および馬の登録数調べ

平成 18 年 2 月分

登録件数等

区 分	登 録	抹 消	登録証 再交付	登録事項変更			
				住所	馬主	馬名	他
馬 主	2	6	0	3			3
馬	251	262	0		242	3	4

競走種別・年齢別の馬登録頭数

種別 年齢	平 地			ばん えい	計
	サラ系	アラ系	小計		
1 歳	0	0	0	0	0
2 歳	131	0	131	0	131
3 歳	46	0	46	0	46
4 歳	49	0	49	0	49
5 歳	18	0	18	0	18
6 歳以上	7	0	7	0	7
計	251	0	251	0	251

ただし、登録事項の変更及び抹消については 2 月中に事務処理済みの件数である。

平成 17 年のきゅう舎関係者、競走馬等の年間表彰

平成 17 年の地方競馬で優秀な成績を収めた馬及びきゅう舎関係者を表彰する「NAR グランプリ 2005」が、2月7日(火)東京・目黒の目黒雅叙園において、競馬関係者、報道関係者および招待ファン、約 300 人の出席のもと行なわれた。

最優秀調教師賞

所属	氏名
千葉	川島 正行

最優秀騎手賞

所属	氏名
東京	内田 博幸

優秀新人騎手賞

所属	氏名
神奈川	町田 直希

優秀女性騎手賞

所属	氏名
愛知	宮下 瞳

ベストイレイ賞

所属	氏名
神奈川	今野 忠成

特別賞

所属	氏名
兵庫	岩田 康誠

表彰部門		所属	馬名
年度代表馬		船橋	アジュディミツオー 牝4
サラブレッド4歳以上最優秀馬			
サラブレッド	サラブレッド2歳最優秀馬	北海道	モエレソープラズ 牝2
	サラブレッド3歳最優秀馬	船橋	シーチャリオット 牝3
アラブ	アラブ最優秀馬	福山	スイゲン 牝5
ばんえい	ばんえい最優秀馬	ばんえい	スーパーペガサス 牝9
最優秀牝馬		船橋	ブルザトリガー 牝6
最優秀短距離馬		愛知	ヨシノイチバンボシ 牝4
最優秀ターフ馬		北海道	モエレジーニアス 牝2
特別表彰馬		JRA	タイムパラドックス7

地方競馬全国協会業務方法書の一部変更

地方競馬全国協会業務方法書（昭和三十七年八月三十一日大臣認可）の一部を別紙新旧対照表のとおり変更する。

附 則

（施行期日）

- 1 この業務方法書の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成十八年三月十三日）から施行する。

（経過措置）

- 2 変更後の業務方法書の規定は、平成十九年一月一日以後に出生した馬に係る馬登録について適用し、同日前に出生した馬に係る馬登録については、なお従前の例による。

（原文縦書）

新	旧
<p>（登録事項）</p> <p>第十二条 馬の登録(以下「馬登録」という。)は、次に掲げる事項を馬登録簿に記載して行う。</p> <p>一～二 (略)</p> <p><u>三 マイクロチップ(会長が別に定めるものに限る。以下同じ。)番号(平地競走の馬に限る。)</u></p> <p>四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>（登録の拒否）</p> <p>第十四条 協会は、登録を受けようとする馬が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を行わない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p><u>五 マイクロチップの埋込みがなされていない平地競走の馬であるとき。</u></p> <p>第十七条 登録を受けている馬につき、馬主の変更(共有馬にあつては、共有馬主若しくは共有代表馬主又は持分の変更。以下同じ。)があつたとき又は第十二条第二号若しくは<u>第三号</u>に掲げる事項に変更があつたときは、その馬を所有する馬主(その者</p>	<p>（登録事項）</p> <p>第十二条 馬の登録(以下「馬登録」という。)は、次に掲げる事項を馬登録簿に記載して行う。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>〔新設〕</p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p><u>四の二</u> (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>（登録の拒否）</p> <p>第十四条 協会は、登録を受けようとする馬が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を行わない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>〔新設〕</p> <p>第十七条 登録を受けている馬につき、馬主の変更(共有馬にあつては、共有馬主若しくは共有代表馬主又は持分の変更。以下同じ。)があつたとき又は第十二条第二号に掲げる事項に変更があつたときは、その馬を所有する馬主(その者が組合である場合</p>

新	旧
<p>が組合である場合には、当該馬を組合財産とする組合。第十八条の二において同じ。)は、協会が別に定める様式の馬登録事項変更届書に、その事実を証明する書類、印鑑証明書(馬主の変更があつたときに限るものとし、共有馬にあつては、共有代表馬主及び当該変更に係る共有馬主のものに限るものとする。)及び馬登録証又は血統証明書を添え、遅滞なく、協会が別に定めるところによりこれを協会に提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(準用規定)</p> <p>第十九条 第九条、第十条の三及び第十一条の規定は、馬登録について準用する。この場合において、第九条中「一万円」とあるのは「三千元」と、第十条の三中「第十条又は前条」とあるのは「第十八条又は第十八条の二」と、第十一条第一項中「第三条第一項第一号(氏名に限る。)及び第三号、同条第二項第一号、第三号(代表者の氏名に限る。)及び第四号並びに同条第三項第一号、第三号(氏名に限る。)第四号及び第五号」とあるのは、「第十二条第一号、第二号(特徴を除く。)第五号、第六号及び第七号」と読み替えるものとする。</p>	<p>には、当該馬を組合財産とする組合。第十八条の二において同じ。)は、協会が別に定める様式の馬登録事項変更届書に、その事実を証明する書類、印鑑証明書(馬主の変更があつたときに限るものとし、共有馬にあつては、共有代表馬主及び当該変更に係る共有馬主のものに限るものとする。)及び馬登録証又は血統証明書を添え、遅滞なく、協会が別に定めるところによりこれを協会に提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(準用規定)</p> <p>第十九条 第九条、第十条の三及び第十一条の規定は、馬登録について準用する。この場合において、第九条中「一万円」とあるのは「三千元」と、第十条の三中「第十条又は前条」とあるのは「第十八条又は第十八条の二」と、第十一条第一項中「第三条第一項第一号(氏名に限る。)及び第三号、同条第二項第一号、第三号(代表者の氏名に限る。)及び第四号並びに同条第三項第一号、第三号(氏名に限る。)第四号及び第五号」とあるのは、「第十二条第一号、第二号(特徴を除く。)第四号、第四号の二及び第五号」と読み替えるものとする。</p>

できごと

平成 18 年 2 月

2 月 7 日 N A R グランプリ 2 0 0 5 表彰式 (目黒雅叙園)